

2012 年 3 月 2 日

各 位

株式会社みずほ銀行

一時払定額年金保険「ネンキンのそなえ」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：塚本 隆史）は、2012 年 3 月 5 日（月）より、全国の本支店で、一時払定額年金保険『ネンキンのそなえ』（正式名称：5 年ごと利差配当付新一時払個人年金保険、引受保険会社：朝日生命保険相互会社）の取り扱いを開始いたします。

『ネンキンのそなえ』は、商品性がシンプルで、円建ての一時払定額年金保険です。また、据置期間は 5 年以上 25 年以下、1 年単位で設定でき、お客さまのニーズに応じて柔軟な商品設計が可能です。

当行では、万が一に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客さまの豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、さまざまな保険商品の取り扱いを行っております。

『ネンキンのそなえ』の主な特徴は以下のとおりです。

（商品のしくみについては別紙1、留意事項については別紙2をご参照願います。）

＜主な特徴＞

1. 契約日時点で年金原資額および基本年金額が確定する、円建ての定額年金保険です

- ・年金原資額、基本年金額、死亡給付金額、および解約返戻金額が契約日時点で確定する円建ての定額年金保険であり、計画的に資産を運用することができます（*1）。

2. 受取方法は年金受取または一括受取から選択いただけます

- ・据置期間満了後、年金でお受け取りいただく場合、5 年、10 年または 15 年確定年金を選択いただくことができます。
- ・年金受取にかえて一括受取を選択いただくことも可能です（*2）。

3. 被保険者が死亡された場合、死亡給付金をお受け取りいただけます

- ・据置期間中に被保険者が死亡された場合、死亡給付金受取人が死亡給付金をお受け取りいただくことができます（死亡給付金額は一時払保険料と同額となります）。
- ・年金受取開始以後に被保険者が死亡された場合、年金受取人が未払いの年金現価を一括でお受け取りいただくことができます。

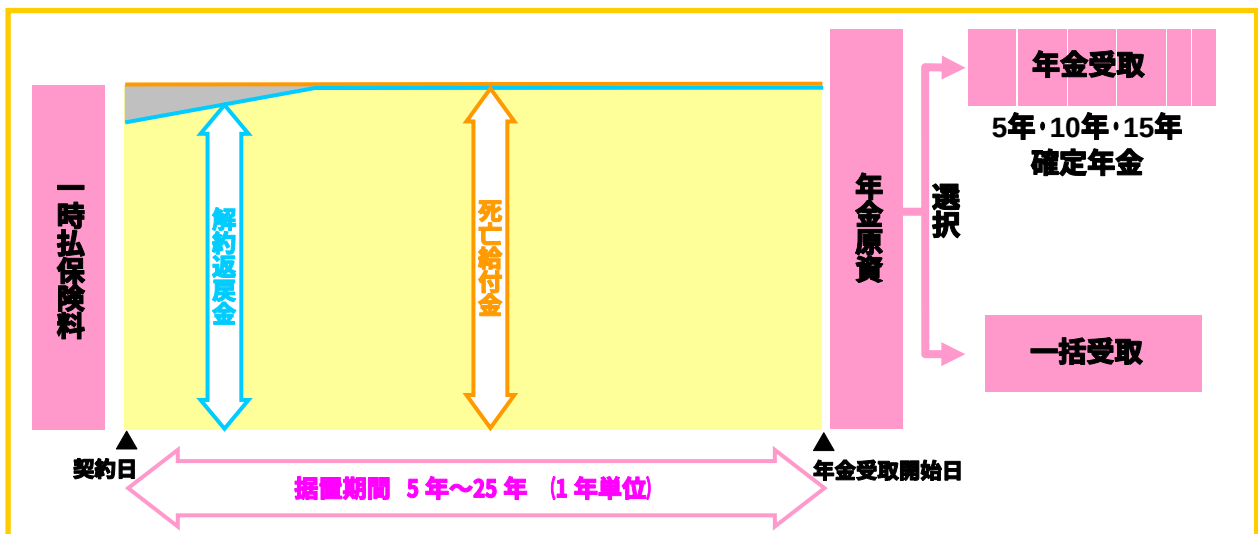
（*1） 契約後一定期間に解約された場合の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。

（*2） 一括受取を選択された場合、その時点でご契約は消滅します（年金等と重複してお受け取りいただくことはできません）。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

『ネンキンのそなえ』のしくみ (イメージ図)



※ 上記はイメージ図です。

《ご契約のお取り扱い》

項目	内容
契約年齢範囲 (被保険者保険年齢)	40～70 歳 (5 年・10 年・15 年確定年金) 71～75 歳 (5 年・10 年確定年金) 76～80 歳 (5 年確定年金)
年金開始年齢範囲 (被保険者保険年齢)	55～75 歳 (5 年・10 年・15 年確定年金) 76～80 歳 (5 年・10 年確定年金) 81～85 歳 (5 年確定年金)
最低保険料	一時払保険料 150 万円以上 (1 万円単位)
最低基本年金額	24 万円
最高基本年金額	3,000 万円 (朝日生命の他の個人年金と通算して)
保険料払込方法	一時払
被保険者の告知	なし
据置期間の範囲	5～25 年 (1 年単位)
年金の受取方法	5 年・10 年・15 年確定年金

以 上

〔生命保険商品のご留意事項〕

- ◎当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- ◎生命保険商品は、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第 53 条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- ◎引受保険会社の経営破綻等により、死亡保険金（死亡給付金）額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額・満期保険金額および入院給付金額等が削減されることがあります。
- ◎生命保険商品を中途解約した場合には、経過期間・運用実績等により、解約返戻金額は既払込保険料相当額を下回ることがあります。
- ◎支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合等、保険金や給付金等が支払われないことがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり－定款・約款」を必ずご覧ください。

以 上